

## 崩壊国家と国際社会：ソマリアと「ソマリランド」

Problematic of Collapsed States: Somalia and Non-recognized state of “Somaliland”

遠藤 貢

### 1 はじめに

1990年代以降の国際社会において「崩壊国家」(collapsed state)あるいは「失敗国家」(failed state)などと呼ばれる現象が観察されるようになった<sup>(1)</sup>。こうした概念は、アフリカにおける武力紛争の発生とも関連して、国家がその要件を喪失していると認識される状況が現れてきたことを指すものとして考えられてきた。しかし、実態とその概念化をめぐってはいささかの混乱状況にあり、一定の整理が必要な段階にあると考えてよい。そして、この状況に至る原因とともに、こうした現象はどのようにとらえられるべきなのか、さらにはこの現象の先にはどのような現実的・理論的展望があるのか、この現象が生起している場の問題にとどまらず、これを取り巻く外部環境としての国際社会の対応をめぐるさまざまな問題が提起され始めている。

例えば、以下でも議論するように、従来の政治単位(主権国家)が(一時的にせよ)崩壊することによって生じるその国家の地位あるいはその継続性、ならびに国家が崩壊する状況下に現れ、その領域の一部を実効的に支配するような新たな政治単位の国際的な地位にかかわる問題である。前者は、「国家承認の取り消し」(withdrawal of recognition)の可能性に関する国際政治学、国際法学にまたがった問題でもある(Kreijen 2004)。また、後者は実効的な政治単位として存在しながらも、国家承認を受けられずに主権国家としての地位を得られていない「事実上の国家」(de facto state)として議論され始めた問題でもある(Bahcheli et al. 2004)。

本章では、はじめに「崩壊国家」あるいは「失敗国家」という形で議論されてきた現象をとらえる視角を、主権概念との関連を視野に入れて整理する。その上で、「崩壊国家」としてのソマリアと、その一部を実効支配する形で形成されてきた「ソマリランド」を事例としつつ、今日の「崩壊国家」の持つ現実的・理論的課題について議論を展開する。

### 2 「崩壊国家」概念

#### (1) 「崩壊国家」の特徴と定義

国家がその体をなしていないとみられる現象について、早い段階で「崩壊国家」という概念を用いて議論したザートマンは、国家の基本的な機能である次の三点が喪失していることをその特徴として挙げている(Zartman 1995)。第一に主権に基づく権威(正統性)(sovereign authority)、第二に意思決定を行うための目にみえる組織(tangible organization of decision-making)、第三に統合の象徴となるべきもの(intangible symbol of identity)。こうして「崩壊国家」は国家の機能が停止し、国家性(statehood)が喪失している状況ととらえている。

ザートマンが提起した問題と関連する研究として、ハーバード大学の「失敗国家プロジェクト」の成果として公刊された二つの論文集がある(Rotberg 2003; Rotberg 2004)。編者

のロトバークは、あいまいな概念装置のもとで議論されてきた複数の概念を改めて整理し、「弱い国家」(weak state)、「失敗しつつある国家」(failing state)、「失敗国家」と峻別した上で、「崩壊国家」を「失敗国家」の極限的な現象として位置づける形で類型化を行い、その基準と事例を提示する作業を行っている。ロトバークは政治財(political goods)の提供能力を重要な基準としてとらえている(Rotberg 2004: 2-4)。この政治財は「眼に見えなかったり、また数量化することが困難であったりする財であり、『市民』(『領民』)の要求によってなされるもの」であり、(物理的な)安全を頂点とし、政治に参加する自由や権利、さらには医療・教育といった行政サービスに至るようなヒエラルキーの形で構成される。

「弱い国家」は、さまざまな理由によりこうした政治財の提供が十分に行えなくなっているほか、国内対立を抱えたり、都市部の犯罪発生率が高くなっていたり、教育・医療面の十分なサービス提供ができない状況に至っている国家を指す(Rotberg 2004: 4)。

また「失敗国家」を特徴付けるものとして、暴力(あるいは武力紛争)の程度が激しいということ以上に、その暴力が持続的であること、その暴力が経済活動と連動していること、その暴力が既存の政府に対して行われていること、その結果として、暴力の行使が更なる権力獲得の手段として暴力主体の間で正当化されていること、などが挙げられる。その際に注視しているのは、国家が住民を抑圧し、国内の安全を剥奪する行為を行う点である。それによって、現政権に対する国内の反発を招き、武力紛争に発展する状況が生まれるととらえている。「失敗国家」のその他の特徴としては、国内の周辺地域に対する支配が全く及ばないこと、犯罪につながる暴力が多発すること、政治財をほとんど提供できないこと、国家の諸制度の中でも国家元首を中心とした執行部がかりうじて機能している以外ほとんどは機能停止に陥っているほか、軍のみが規律ある制度として存続しているものの、多くの場合、軍自体が政治化され、紛争主体化していることなどがある(2)。

そして、「崩壊国家」は「失敗国家」の極限的な姿としてとらえられている。従来の国家が完全な機能不全に陥り、政治財は私的にあるいはアドホックにしか提供されないほか、権威の空白が生じている状態を指している。「崩壊国家」の場合、最も重要な「政治財」である安全は、特定の領域を実質的に支配する、「軍閥」(warlord)などの強者によって提供されるという指摘を行っている(3)。国家がさまざまなサービスの提供ができない状況に追い込まれることになる結果、人々は「軍閥」となる特定のグループの指導者に依存せざるをえなくなるということにつながる論点である。

以上のように、ロトバークの整理は、「弱い国家」から「失敗国家」、さらには「崩壊国家」を連続的にとらえ、政治財の提供の程度に着目して分類しようとしているが、判断を行う際の基準を客観的に設定するのではなく、さまざまな特徴を後追いつける形で評価しようとする傾向も強く、解釈によっては恣意的な分類を行う余地を残しているものである点には留意する必要があるだろう。いずれにしても、従来「破綻国家」としてひとくくりにして議論されてきた現象を腑分けして検討する必要性を提起している点は有用である(4)。

## (2)主権概念の分節化と「崩壊国家」

次に、「崩壊国家」を国際政治理論の面から検討する視角として、主権概念をめぐる近年の議論を取り上げ、「崩壊国家」の関係を簡単に検討しておこう。

クラズナーは、主権という概念が非常に多元的であるという議論を展開し、主権を以下

の四つの意味に分けた(Krasner 2001)。第1に「国内的主権」(domestic sovereignty)、第2に「相互依存的主権」(interdependence sovereignty)、第3に「国際法的主権」(international legal sovereignty)、第4に「ウェストファリア的主権」(Westphalian sovereignty)である<sup>(5)</sup>。「国内的主権」は国家内の権威の構造と国家の支配のあり方にかかわるものである。「相互依存的主権」は国境を越えて移動する商品、資本、人などの管理にかかわる公的権威の能力の問題にかかわっている。「国際法的主権」は国家間の相互承認にかかわる。そして「ウェストファリア的主権」は、一定の領域内(国内)の政治的な権威が外部の主体から自律している、あるいは、外部主体の影響を受けないことにかかわる。

クラズナーはさらに権威(authority)と支配(control)という二つの概念を峻別する。ここで権威とは、ある主体が特定の活動(他に命令を与える権利を含む)に関与できる権利を有していることを相互に認め合っていることに由来するものだとしている。他方、支配とは、権威を相互に認め合うということがないまま、暴力を通じても達成可能との見方をしている。しかし、この二つは相互に無関係ではない。ある正統な国家の支配にかかわる能力が低下すれば、その国家の権威は低下するし、逆に効果的な支配が持続すれば、「権威」が向上する。そして、四つの主権に関して、「国内的主権」は権威と支配の両方を含むもの、「相互依存的主権」は支配のみを含むとしている。そして、「国際法的主権」と「ウェストファリア的主権」は、権威のみを含むととらえている。

以上を加味すると、対外的な主権を有しながら、脱植民地化(decolonization)の論理の下で形成され、国内的な統治能力が相対的に欠如している「擬似国家」(quasi-state)の議論は、「国際法的主権」と「ウェストファリア的主権」に焦点を当てた議論とみることができるし、こうした主権国家の成立を認める国際社会は、植民地の政治的独立を認めるため、従来の国家の実行性(effectiveness)ではなく、その存立の法的側面をより重視する「消極的な主権ゲーム」(negative sovereignty game)の下で営まれている状況を改めて確認させるものである(Jackson 1990)。したがって、ここで問題化する「崩壊国家」の場合は「国内的主権」が極限的な形で失われ、「国際法的主権」と「ウェストファリア的主権」によってのみその存立が担保されていることになる<sup>(6)</sup>。しかし、「崩壊国家」が主権国家として存続していると考えられるか否かは非常に論争的な問題である。

その一方で、「失敗国家」あるいは「崩壊国家」のもとでは、一定の擬似政府機能を果たす「軍閥」あるいは、実質的にその支配下の領域を「管轄地」とする、規制上の権威(regulatory authority)が存在する場合があることをロイトマンは指摘している(Roitman 2001)。その意味では、国家の領域の一部のみを実効的に支配する主体、言い換えれば「国内的主権」と「相互依存的主権」を兼ね備えた主体がたち現れているということである。その最も制度化された事例が「ソマリランド」である。しかし「ソマリランド」は国家承認されていないため、「国際法的主権」と「ウェストファリア的主権」を有していない。こうした国際社会の実行により、今日の国際社会において困難な問題に直面しているのもまた「ソマリランド」なのである。

### 3 ソマリアの形成と崩壊

#### (1)「ソマリランド」前史

南部を中心としたソマリアはイタリアの植民地だったが<sup>(7)</sup>、今日「ソマリランド」として「独立」を宣言している版図は、1887年にイギリスの保護領化されたイギリス領ソマリランドに相当する。1960年7月1日に(信託統治の終了を受けて)独立したソマリア共和国(Somalia Republic)は、この二つの植民地が合併して形成された国家だが、英領ソマリランドはこれに先立つ6月26日に独立しており、5日間だけではあるが「ソマリランド」は独立の政体として存在するという経験を持つ。次に述べるように、この合併の過程に、後につながる問題点が潜むことになった。また、ソマリアについては、氏族関係が政治に大きな影響を与えていることが知られているが、紙幅が無いのでこの点は他に譲りたい(Lewis 1961)。

イギリス領ソマリランドでは、第二次世界大戦後、主要氏族であるイサク(Isaaq)を中心とし、教師だったイーガル(Mohamed Ibrahim Egal)に率いられ、ソマリ民族主義に基づいた政党のソマリランド民族連盟(Somaliland National League: SNL)が活発な活動を展開した。イーガル自身は、ハバー・アワル(Habar Awal)氏族のサブ氏族であるイセ・ムセ(Ise Muse)の出身であったため、SNLの支持基盤はハバー・ユニス(Habar Yunis)氏族とイセ・ムセにあった<sup>(8)</sup>。しかし、イギリスの政策の下で、正式な政党活動が認められたのは1959年であったこともあり、イタリア領ソマリランドに比べ、政治活動上大きな遅れをとる結果となった。SNLを中心に、独立後の政権のあり方をイタリア領ソマリランドの政党と交渉する必要が出てきた際に、その交渉は南部優位に進められ、イタリア領ソマリランドの主要政党であったソマリア青年連盟(Somali Youth League: SYL)のオスマン(Aden Abdilla Osman)が暫定大統領となった。

しかし、実はこの二つの領土の合併に際し、正式な国際条約が締結されたことはない。その経緯は次の通りである。北部でまず連合条約(Act of Union)が起草され、北部の立法議会での承認を経て南部(モガディシュ)に送られた。しかし、この草案は南部では立法議会を通らず、全く異なる合併条約(Atto di Unione)が議会を通過した。結果的に南部と北部の間での合併に関する条件が全く折り合わなかったため、オスマンが行政命令を出して強制的に合併することになった(Srebrnik 2004: 212; Adam 1994: 23)。

また、合併過程に関して指摘しておく必要があるのは、ソマリア共和国憲法の起草がイタリアの支援の下でほぼ南部出身者によって行われ、北部出身者の意見を入れる余地がほとんどなかった点である。これに対し、SNLは独立後1年を経た1961年に行われた憲法採択のための国民投票をボイコットするキャンペーンを展開した。その結果、約200万人の北部の潜在的な有権者のうち、投票を行ったのはわずか10万人程度にとどまった上に、その半数の支持を得られなかった<sup>(9)</sup>。しかし、人口の約3分の2を占める南部では、新憲法は圧倒的な支持を得て採択されることになった。

独立後は、南部優位の政権が誕生する。暫定大統領のオスマンは憲法採択後の1961年7月に立法評議会で選出されて正式に大統領に就任し、シェルマルケ(Abdirashid Ali Shermarke)が首相となった。しかし、オスマンはハウイエ(Hawiye)、シェルマルケはダロッド(Darod)という南部の有力氏族出身者であったことに加え、主要閣僚や軍・警察幹部のポストも多くは南部出身者によって占められた(Srebrnik 2004: 212)。さらに、イギリス領とイタリア領という二つの異なる植民地統治の下で形成されてきた教育、法律、商業制度に関しても、容易に相互調整できなかつたほか、経済活動も南部は旧宗主国イタリアとの

関係が深い一方、北部はアラビア半島との関係が深く、域内の取引は 1 パーセントにも満たなかった。その結果、1961 年には合併したソマリアを改めて二分することを目指したクーデタ未遂がおきたり<sup>10</sup>、北部の中心都市ハルゲイサで暴動が生じたりするなどの動きが見られた。こうして独立当初より、ソマリアには南部と北部の間に大きな亀裂が存在してきたのである。

## (2) シアド・バーレ政権、ソマリア北部への弾圧と内戦

北部は社会、経済、政治のあらゆる面において劣位におかれ、二級市民的な扱いを受けることになる。北部の有力氏族であるイサックは、南部のハウィエやダロッドの支配の下で、実質的な政権への影響力を行使できず、開発政策等においてもインフラ整備、学校の建設などにおいて大きく遅れをとった。北部が一定の政治的影響力を行使できたと考えられるのは、SNL の指導者であったイーガルが首相に就任して活動を行った 1967 年からの 2 年にほぼ限られた。その後、1969 年 10 月にはシェルマルケ大統領暗殺に端を発した政情不安を契機として軍事クーデタが生じる。ここで政権を奪取したのが当時少尉であったシアド・バーレ (Mohamed Siad Barre) であり、自ら最高革命評議会 (Supreme Revolutionary Council: SRC) 議長に就任することを宣言する。国名をソマリア民主共和国 (Somalia Democratic Republic) と変更したほか、翌 1970 年には社会主義路線のもとでの中央集権的な政体を採ることを宣言する。

また 1976 年には最高革命評議会を解散してソマリア革命社会党 (Somali Revolutionary Socialist Party: SRSP) を創設した。1979 年にはソマリア民主共和国憲法を制定して一党独裁政権を確立し、同年 12 月の選挙でシアド・バーレは大統領に選出された。シアド・バーレは、当初その近代化路線の下、公式文書で氏族に言及することを禁止するなど「ソマリ人の団結」を指向し、氏族主義を解消する政策を展開したが、その抑圧体制下で敵対勢力が登場したために、政権の主要メンバーの登用に当たり自らの出身氏族であるマレハン (Marehan) と母親の出身氏族であるオガデン出身者 (Ogadeni) を重用するようになる (Clark and Gosende 2003: 134)。

シアド・バーレ政権下においても、北部は差別と抑圧の対象地域となった。ソマリア北部では、イサックと、オガデン紛争の終了を受けて難民としてエチオピアから流入したオガデン出身者との間で牧草地をめぐる対立が生じた。ここでシアド・バーレ政権はオガデンからの難民を徴兵して軍隊に組み入れ、イサックの牧草地を略奪する挙に出た。これに対し、1981 年にロンドンに亡命したイサック氏族<sup>11</sup>を中心に設立された反政府勢力のソマリア国民運動 (Somali National Movement: SNM) は、当初、エチオピアの支援もあり、シアド・バーレ政権の抑圧に対する軍事的な抵抗運動を開始した。この動きに対し、政府によるイサックへの弾圧はさらに強まった (Ahmed and Green 1999: 118)。その後、1987 年にシアド・バーレとエチオピアのメンギスツ大統領の間で亡命者の反政府活動への支援停止に合意したため、1988 年に SNM はエチオピア国内の拠点を失い、ソマリア国軍との間の激しい戦闘へと発展する。この過程で、SNM はソマリア国内の各氏族に武力による政権打倒を訴えた。

さらにそれまでシアド・バーレ政権を支持してきたハウィエを中心とする統一ソマリア会議 (United Somali Congress: USC) が、ソマリア中部から首都モガディシュへ向けて蜂起

する。最終的には1991年1月26日にシアド・バーレ大統領はモガディシュを脱し、21年間にわたる独裁政権が崩壊した。以下に詳細は省くが、政権樹立をめぐる問題をめぐり、ソマリア内戦と国家性が失われる事態(statelessness)が生じた(Brons 2001)。そして、その後、実効的なソマリア政府は確立されていないだけでなく、外交関係も実質的に喪失している(Kreijen 2004: 354)<sup>(12)</sup>。この間隙を縫って1991年5月18日に独立を宣言したのが「ソマリランド」である。

#### 4 「ソマリランド」の「独立」と「民主化」

「ソマリランド」の「民主化」は、SNM政権下(1991～93年)の「党派的支配」(Factional Rule)期、イーガル大統領の下(1993～97年)の「氏族代表・文民統制」(Clan Representation and Civil Administration)期、そしてそれ以降、法律に基づく政権運営が行われてきた「立憲的民主主義」(Constitutional Democracy)確立期という形で理解されている(ICG 2003; Bradbury 2003)。ここではこの時期区分を援用し、政治動向を検討したい。

##### (1) 「独立」と政府機能の確立

1988年以降の内戦とシアド・バーレ政権崩壊後の政治過程にあって、SNMを中心とする北部には「無視され続けている」という感情が広く共有されるようになっていた。こうした中、1991年5月にSNMは北部人大会議(Great Conference of the Northern Peoples)をブラオ(Burao)に召集し、1960年の合併条約を破棄して、「ソマリランド共和国」(Somaliland Republic)<sup>(13)</sup>の「独立」を宣言するとともに<sup>(14)</sup>、SNMに政府の樹立と憲法起草を委託した。ここでSNMは2年の任期の単独政党体制を認められたほか、SNM議長のアリ・ツール(Abdulrahman Ahmed Ali 'Tuur')が暫定大統領に就任した。しかし、国際的に国家承認を得られないままでは海外からの援助を得ることはできず、荒廃したインフラの再建やSNM軍人への給与支払いなどにおいて大きな困難に直面することになる。

1991年末からは、ベルベラ(Berbera)やブラオにおいてイサクとそれ以外の氏族間の軍事対立が生じる事態にまで発展した。この過程でSNMは機能不全に陥り、これに代わって「ソマリランド」の秩序回復に大きな役割を果たしたのが氏族の長老たち(の会議)(Guurti)であった<sup>(15)</sup>。1991年から93年までの間にGuurtiによる和解のための会議は9回行われているが(Farah and Lewis 1997)、その中でも1993年1月24日から同年5月まで開催されたボラマ(Boorama)での国民和解のための大会議(Grand Conference on National Reconciliation、ボラマ会議)には「ソマリランド」のすべての氏族の長老150名が参加し、「ソマリランド」全体の長老会議という形態をとった。ここでは長老の監視下での治安維持の実現を目指したソマリランド・コミュニティ「安全と平和憲章」(Somaliland Communities Security and Peace Charter)と2年間の暫定憲法に相当する「国民憲章」(National Charter)を採択した。「国民憲章」の10条で、政府(執行評議会)と非選出の長老院と選挙により選出される下院からなる二院制の議会の設置を規定した。ここでは、西洋の制度とソマリアの「伝統」的な氏族代表の制度を融合したビール(beel)体制という全会一致方式を採用した形をとることになった。

その他、裁判所、会計検査院、中央銀行等の設置も規定された。また憲章では平和維持

に当たる長老院の役割として、大統領、副大統領、下院議員の任命権が規定されたほか、国家諸機関が機能不全に陥った場合には問題解決のための会議の開催権を長老院が有することも規定された(Schoiswohl 2004: 119)。そして憲章に規定に基づき、1993年6月にイーガルが大統領に任命され<sup>(16)</sup>、アウ・アリ(Abdulrahman Aw Ali)が副大統領に任命された。こうして成立したイーガル体制下で、一定の機能を果たしうる政府が確立されたほか、経済機能が回復するなどの状況改善は見られた<sup>17</sup>。

## (2)「ソマリランド」における「民主化」

その後「ソマリランド」国内が一定の安定を示すようになったのは1996年頃であり、これに先立つ2年間に多くの平和と和解の会議が開催された。しかし、「国民憲章」に規定された新憲法の制定とそのための複数政党制の確立という課題の実現には至っていなかった。イーガルの任期は1996年11月4日までだったため、Guurtiは新大統領と副大統領を選出するための全国議会(Shir Beeleedka)の開催を宣言した。この会議は10月15日に開催され、そこで憲法と新国旗が採択された。また、翌1997年2月23日にはイーガルが大統領に選出され、さらに5年の任期を与えられた。また副大統領にはカーヒン(Dahir Riyale Kahin)が選出され、憲法は国民投票で信任されるまでの3年間の暫定施行の形で発効した。

2001年5月にはこの憲法に対する「国民投票」が実施された。ここでの争点は、憲法第1条に記述された「ソマリランド」の「独立」を「国民」が受け入れるか否かにかかわっていた。結果的には有権者の約3分の2(投票総数の97パーセント)に相当する賛成票を獲得し、憲法が信任された。これによって、「ソマリランド」における複数政党制のもとでの民主主義体制の確立への動きも加速する。しかし、これはピール体制を大きく修正し、全会一致から多数決に基づく意思決定の体制に移行することを意味していたため、8月に長老院の一部から、「ソマリランド」の今後を決めるための氏族会議の開催を求める動きが出て、一時、一触即発の事態を招いたが、宗教指導者等の仲裁により収束に向かった(ICG 2003: 13)。また、この国民投票の際に、「ソマリランド」東部のハーティ(Harti)氏族の居住地域<sup>(18)</sup>では、国民投票へのボイコットが起こったこともあり、東部地域はその後「ソマリランド」の「民主化」における1つの主要な争点と考えられる地域と位置づけられる<sup>(19)</sup>。

2001年8月には政治組織<sup>(20)</sup>の設立を認める法律が制定され、2002年2月に大統領選挙を実施が予定された。これを受け2001年8月にはイーガルが統一民主党(Uruka Dimoqraadiga Ummadda Bahoobey: UDUB)を設立したほか、9月末までに6つの政治組織が形成された。しかし、選挙を実施する選挙監視委員会(Somaliland Electoral Committee: SEC)<sup>(21)</sup>の設立が、地方選挙予定日のわずか2日前になるなど遅れをみせ、イーガルの任期であった2002年3月までに大統領選挙を実施することが困難になったため、その任期が1年延長された。しかしイーガルは2002年5月に急逝し、後継者問題が生じた。この問題に対しては議会を中心とした内部調整の結果、副大統領が残りの任期の大統領を務めることに決まった。

その後、地方選挙と大統領選挙が実施されるが、紙幅の制約もあり詳細は他に譲ることにして<sup>(22)</sup>、ここでは簡単に選挙とその結果を記すにとどめておきたい。結局、地方選挙は2002年12月15日に実施され、UDUBが全体の41パーセントの票を獲得して勝利し、SNMの議長を2期務めたベテラン政治家であるシランヨ(Ahmed Mohamed Mohamud Silanyo)

率いるクルミエ(Kulmiye)が 19 パーセントを獲得した。これに続いて正義と民主主義党(Uruka Cadaaladda iyo Dimoqraadiga: UCID)が 11 パーセント強の票を獲得した。選挙法の規定では、氏族間の対立を減じるために、政党として設立するためには、全国レベルの議会選挙の投票に先駆けて行われる地域の選挙において、「ソマリランド」を構成する 6 地域の少なくとも 4 地域において最低 20 パーセント以上の得票が必要とされていた。そのため、選挙結果を受けて、SECは上記の 3 党のみが大統領選挙と国政レベルの議会選挙に立候補者を送る資格を持つ政党であることを 12 月 23 日に発表し、他の政治組織はその資格を得られなかった。

地方選挙に続いて、予定より遅れた 2003 年 4 月 14 日に 3 党から立候補した 3 名による大統領選挙が実施された。この際、東部のサナング地域の 3 つの地区とスール地域の 3 地域で投票が行われなかった。地方選挙に比べ投票率は約 10 パーセント上昇したほか、選挙監視に当たった国内外の監視団もおおむね「自由で透明な」選挙であったと報告している。しかし選挙結果は UDUB のカーヒンとクルミエのシランヨの得票数がほぼ互角であり、票数にしてわずか 80 票という僅差であったため、選挙結果についての判断が最高裁判所にゆだねられた。これを受けた最高裁判所の判断は 214 票差でカーヒンが勝利したとするものであったため、カーヒンが最終的には大統領に当選したものの、司法の独立という問題を含め「ソマリランド」の「民主化」の課題が浮き彫りになる選挙結果であることが指摘されている(Bradbury et al. 2003)。

上記の政治過程は、主権国家の「内政」と制度や手続きにおいてほとんど差はない。国家承認されていないという一点において大きく異なっているのである。

## 5 「ソマリランド」と国際社会

### (1) 「ソマリランド」の国家承認と復興過程の現在

「ソマリランド」は国際社会においては国家承認を得られていない。国連は「ソマリランド」「独立」に対して不承認の姿勢を打ち出し、ボラマ会議へも参加しなかったほか(ICG, 2003: 10)、近年も国連安全保障理事会の決議では「国の一部における地域行政組織」(local administrations in some parts of the country)といった表現が「ソマリランド」を指す場合に用いられてきた。現在、「ソマリランド」を国家承認している国はない。それに近い動向としては、1997 年にジブチとエチオピアが「ソマリランド」との「連絡局」(Liaison Bureaux)を設置していることが挙げられる。しかし、その後ジブチは「ソマリランド」政府がアルタ・プロセスへの参加を拒んだことから「連絡局」を閉鎖している。他方、エチオピアは 2002 年 1 月に大使を派遣している(EIU 2004a: 28)。また、IMF が「ソマリランド」との間で直接の実務関係をするに 1999 年に合意している(Schoiswohl 2004: 168-9)。

こうした中で、「ソマリランド」は国家承認に向けたさまざまな取り組みを実施してきた。特にイーガル大統領は、「ソマリランド」の国家承認を目的とした宣伝活動のために欧米諸国、ならびにアフリカ諸国を中心として世界各国を歴訪してきた。しかし、その努力は必ずしも同情を持っては迎えられなかった。そのため、当初は国家承認を求めていたものの、方針を軟化させて国連におけるオブザーバー資格、あるいは「部分承認」に変更するなどの姿勢をとってきた(Schoiswohl 2004: 170)。



また、「ソマリランド」は崩壊以前のソマリアとしての復興を目指して始められた 1999 年の 9 月にジブチのゲレー (Ismail Omar Guelleh) 大統領主導で行われた平和復興プロセス (アルタ・プロセス) への参加を拒んできた<sup>(23)</sup>。これは「ソマリランド」としての「独立」を維持し、崩壊以前のソマリアの復興を目指す方向性に対して明確に「ノー」の姿勢を示すものである。しかし、現実の復興過程は、政府間開発機構 (Intergovernmental Authority on Development: IGAD)<sup>(24)</sup>のもと、特にエチオピア、ケニア、ウガンダ主導で設置されたソマリア和解復興評議会 (Somali Reconciliation and Reconstruction Council: SRRC) を中心にして進められており、ソマリア再建を前提とした和解と復興が模索されている。そして、2004 年 10 月にはプントランド (Puntland) 出身のユスフ (Abdullahi Yusaf Ahmed) が大統領に就任し、ケニアのナイロビに暫定政府が成立している<sup>(25)</sup>。

## (2) 分離独立: 「ソマリランド」をめぐる国際法上の問題(1)

「ソマリランド」をめぐる国際法上のあらゆる論点を詳細に検討する余地は残されていないので、ごく重要な問題に限ってここでは取り扱うことにしたい。

国際法において分離独立は権利としては認められていない。そのため国際社会は、分離独立にかかわる紛争に直面した場合、総じて傍観する態度がとられることが多い(王、1999)。これはウェストファリア体制として存在してきた国家間システムの存在および機能に大きく影響されていることによるものである。つまり、国連は自ら国家によって構成される国際機構であり、基本的に国家間システムを維持することが使命となるために、脱植民地化以外の理由による自決の権利は認められていないと考えられているのである。

「ソマリランド」の場合、1960 年の合併条約、自決、人権抑圧という観点から、分離独立についてそれぞれ国際法的に検討した場合、いくつかの点において分離独立を主張する法的正当性はないとする見解が示されている (Schoiswohl 2004: 152-164)。その根拠としては、合併条約に関しては、5 日間の「独立」状態の回復が争点となるが、合併手続きについての問題点を主張しつつも、これまで合併という既成事実を黙認してきたために、基本的には合併条約そのものへの異議申し立てをしてきたとは解釈されていないこと、またシアド・バーレ政権という抑圧的独裁体制下ならば、合併条約からの撤退が可能であったと解釈されるものの、それを履行しなかったことによって「独立」の回復を求める資格をすでに失っているという解釈につながる。自決に関しても、シアド・バーレ政権成立までの独立後 9 年間に明確な「独立」要求がなされなかったことにより、脱植民地化という論理による分離独立の資格は失効しているとみられているほか、北部を弾圧してきたシアド・バーレ政権がもはや存在しない状況下で、自決を主張する権利が認められないと考えられている。

またアルタ・プロセスへの参加を拒み、ソマリアとしての和解の過程への関与を拒否し続けることも、より自律的な行政単位から構成される (将来の可能性の一つとしての) 「ソマリア連邦」の一部としての政治的自律性を主張する観点に立った場合には問題があると考えられる。さらに、人権抑圧という観点からも、「ソマリランド」の指導者は、シアド・バーレ政権による北部への弾圧が、「独立」を正統化しようと主張するものの、先に述べたように、現実的な脅威が失われた状況下ではその主張を支えきれないとみられている。

### (3) 国家性の要件と国家承認:ソマリアと「ソマリランド」をめぐる国際法上の問題(2)

分離独立をめぐる問題とは別に、国家性の要件を具備した政治実体が、現実に存在するか否かという問題と、その法的な方法の問題としての国家承認をめぐる議論が存在する。それは「創設的效果理論」と「宣言的效果理論」<sup>(26)</sup>であり、今日の国家実行においては、後者が優勢を占めていると考えられるものである(Kreijen 2004: 355)。

国家性の基本的な要件としては、領民(population)、領域(territory)、実効的な政府(effective government)、外交能力(国際法を守る意思と能力)が挙げられてきた。「ソマリランド」は、基本的に先の三つの条件を満たしていると考えられる。人口約 350 万人、13 万 7600 平方キロメートルの「領域」があり、これまで約 14 年にわたりある程度安定し、行政機能を有する政府が存在してきた。また、限定的ではあるが外交関係も樹立されている。その意味で、「ソマリランド」は国際法的には、新国家の要件を具備しているとする見解も示されている(Schoiswohl 2004: 181-3)<sup>(27)</sup>。言い換えれば、「国家なき政府」(government without state)といえるであろう<sup>(28)</sup>。こうした「事実上」国家性の要件を具備する形で存在している「ソマリランド」は、国家承認を得られていない状況にあることが何を意味しているのかを、以下検討してみたい。

「ソマリランド」の問題を扱うにあたり、崩壊国家であるソマリアに対する国際法における国家承認の取り消しという問題が関係しているので、この点について最も包括的に取り組んで検討しているクレイジェン(Gerard Kreijen)の議論を援用しながら簡単にみておきたい(Kreijen 2004)。クレイジェンの基本的な姿勢は国際法学の中では非常に現実主義的なもので、国家性の要件の中で重要となる実効的な政府が継続して欠如している場合には、国家承認の取り消しを行いうるというものである。そして、実効的な政府が失われたことで国家性の要件が整わない状況が 1991 年以降少なくとも 2000 年まで存在してきたにもかかわらず、ソマリアの国家承認が取り消されない状況が継続してきたこと(言いかえると崩壊国家ソマリアを国家承認してきたこと)は、国家実行における「宣言的效果理論」から「創設的效果理論」への転換を意味するものであると同時に、ソマリアは「宣言的效果理論」そのものを葬り去る事例になると指摘する(Kreijen 2004: 355)。

つまり、国家性の要件を満たさないソマリアという国家の存在が、国家承認という「創設的效果」によって実現しており、国家承認の取り消しによってしかソマリアという国家の消滅を確定できないからである。言い換えれば、これは、国家性の要件を実質的に喪失しても国際法的に国家は存立しうるということが、「消極的な主権ゲーム」という国際社会のルールとして存在していることを明示的に示すものである。

他方、「ソマリランド」に対する国家承認の上での制約条件として存在するのが、アフリカ統一機構(Organization of African Unity: OAU)の存在である。これは、旧ユーゴスラビアの分裂に伴う国家形成に対して新しい国家承認政策が展開された実行のあり方と大きく異なっている<sup>(29)</sup>。OAUはその憲章で「加盟国の主権、地域的一体性、独立を守る」ことを規定しており、後継のアフリカ連合(Africa Union: AU)も現在の国境線の維持をその主要な原則の一つとして位置づけている。この原則によって、アフリカでの国境線の変更を伴う不安定化要因を排除しようとしていると考えられる(Doornbos 2002: 106)。もしAUが「ソマリランド」の国家承認に向けた何らかの動きを見せることになれば、現在IGADを中心に進められているソマリアとしての和平の実現に不安定化の材料になりかねないという懸念

があることも事実である。しかも、アメリカもこの問題については、第一義的にはOAUにかかわるという認識を示してきた。したがって、「ソマリランド」の不承認の最大の原因は、国際法での規定以上に政治的な動機であると評価されている(Schoiswohl 2004: 178-9)<sup>(30)</sup>。

国際的な不承認の結果、「ソマリランド」はドナー諸国や国際機関からの援助を受ける資格を持ってない状態が継続している。ここには、不承認によって、国際法的にみれば国家性を具備した存在であるという事実は損なわれないものの、国際社会がそのように取り扱わない、あるいは国家承認を与えないことにより、「実際には」(practically)国家としての資格を損なう結果を招いているのである(Schoiswohl 2004: 185)。その結果、国際社会は、「ソマリランド」の開発を阻害する(消極的な)関与をしているとも考えられる。

こうした微妙な問題状況下において、もしIGAD主導のソマリア再建という形での和解と復興プロセスがうまくいかず、「崩壊国家」ソマリアが今後長期にわたって実効的な政府の樹立ができず(国家性を回復できず)また「ソマリランド」への不承認状況も続いた場合、たとえばエリトリアが最終的にはエチオピアによる自治の承認を受けて(分離)独立が公式に認められたことと類似の手続きの可能性も当面排除されることになる<sup>(31)</sup>。しかも、ソマリアとしての復興の模索と不承認が継続する事態は、ソマリアとして更新される可能性を残した主権国家と事実上の国家としての「ソマリランド」間に実際的な新たな対立を生むと同時に、「ソマリランド」をめぐるこれまで展開されてきたさまざまな議論を灰燼に帰するとの懸念も抱かれている(Schoiswohl 2004: 189)。ただし、可能性は非常に低いと考えられるが、もしソマリアへの国家承認の取り消しが現実に行われれば、分離独立という形での独立の議論はそもそも意味を持たなくなる(Kreijen 2004: 357)。

今後どのようなシナリオが、ソマリアと「ソマリランド」をめぐる描かれるのか容易には予想できないこともあり、国際社会における「ソマリランド」の地位が何らかの形で確定するまでかなりの時間を要すると考えられる。それは、ソマリアと「ソマリランド」の事例が、対応によっては、国際社会のルールに大きな変更を迫る可能性があるためでもある。

## 6 おわりに

「崩壊国家」は、国家性を喪失し(「国内的主権」を失い)、「国際法的主権」と「ウェストファリア的主権」によってのみその存在が担保されている点において、第二次世界大戦後に出現した「擬似国家」の極限的な形態であり、国家としては極度の擬制としてとらえられる。見方を変えれば、「崩壊国家」という事態の発生自体が、「擬似国家」を生み出した「消極的主権ゲーム」に組み込まれていた論理に基づいて生じた帰結の1つであると考えられる。そして「崩壊国家」自体が継続的に国家承認され、その形での再建と復興が広く期待されている状況には、今日の国際社会の存立ルールとしての「消極的な主権ゲーム」が明確に映し出されている。これは同時に、「ソマリランド」への国家承認は全く進まないという状況に示されるように、国家性を喪失した状況下での「事実上の」国家形成への国際社会の消極的な対応(不承認)によっても確認できる。

しかし、それゆえに今日の国際社会は大きな困難に直面しているともいえる。例えば、国際社会の秩序そのものに大きな影響を及ぼしうるテロリズムや、その資金源としての違

法な資源流通において、「崩壊国家」「失敗国家」が一定のかかわりを持つという問題である<sup>32</sup>。したがって、国際社会がそのルールを維持しつつも、長期的に放置することはその秩序を危うくするリスクを負うという意味で、「崩壊国家」という現象は、今日の国際社会の存在の典型的なジレンマを示していると考えられる。

こうした状況下において、あるべき、そして来るべき「ソマリア」の姿はどのようなものなのか。これまでも、政治学者を中心として、新たに「ガバナンス」を基準としてソマリアへの国家承認の取り消しと「ソマリランド」への国家承認を行う可能性、国連による信託統治の可能性などさまざまな可能性が提起されてきた。しかし、こうした議論は、依然として「国際法的主権」と「ウェストファリア的主権」を中核として機能する今日の主権に対して一定の制約（一時停止、あるいは部分的放棄）や修正を国際法上の何らかの手続きを経て課す議論であり、その意味では国際社会のルールの明示的な変更にもつながる可能性を持つため、果たしてどの程度の実行可能性が現実にあるのかについてさらに検討を加える必要がある。

また経済的な動向として、「ソマリランド」のベルベラ近辺での石油開発の動きがあり、アメリカ企業の関与が指摘されてきていることに加え、アメリカ政府からは「ソマリランド」に対して、パレスチナと同等の資格を認めることを示唆するような動きがある(EIU 2004b)。この動きは、崩壊国家ソマリアをめぐる興味深い新動向とはみられるものの、アメリカの政策を含め具体的にどのように展開するのか、現段階ではそれほど明確ではなく、その方向性を注視する必要があるだろう。以上のようなさまざまな制約を加味すると、少なくとも短期的には、実効的な政府の樹立が困難であるために、ソマリアとしての再建・復興の道りは遠く、また「ソマリランド」としての独立も現実的な選択肢ではないようにもみえる。しかし、すでにこの地域は15年にわたり国際社会から放置されたままであることもまた事実である。この国、あるいは地域をめぐる処方箋としてどのような他の現実的な選択肢がありうるのだろうか。

このような形で近年繰り返し提起される問いには、原則的には「消極的主権ゲーム」のルールに固執せざるを得ない国際社会としての現実的な対応能力の欠如とそれゆえの苛立ちや焦燥感にも似たものが示されているといってもよい。その意味では、この「場」には国際社会の歴史が直面すべきフロンティアが形成され、そこにあるほつれた糸を解きほぐさなくては見えてこない現代世界の次なるルールが隠されているといっても過言ではないのかもしれない。それゆえに、この状況に対するさまざまな現実的・理論的な構想力が求められているのであり、この苛立ちがどのように解消されるのかが、21世紀の世界の方向性そのものを決めることにもなる一つの重要な試金石にもなっているのである。

- 
- (1) ここで取り扱う現象を指す概念として「破綻国家」という概念が頻繁に用いられる。おそらくcollapsed stateの訳語として人口に膾炙してきたと考えられるが、学術的な議論においては曖昧さを増している感を否めない。そこで、本章では「破綻国家」を用いずに、collapsed stateには「崩壊国家」、failed stateには「失敗国家」という訳語を充てる。
- (2) これ以外に、極端にインフラ（道路など）が破壊され、補修の対応がなされていないことを、「失敗」を示す特徴的な事例として挙げている。それ以外にも、教育・医療制度もほとんどの場合確保されず、粗悪な民間セクターがその代替機能を果たしている。

- 
- (3) ただし、ここでは、「軍閥」等の勢力が「崩壊国家」の下でしか生起しないということに限定的に議論しているわけではない。
- (4) これ以外に、「崩壊」と「失敗」を制度的な側面と機能的な側面に分けて検討する議論がある。制度的な側面は、「政治財」を提供する国家制度がどの程度存続しているかという問題にかかわっており、その不在が「崩壊」と評価されることにつながる。それに対し、機能的な側面の問題としての「失敗」は、国家の諸制度の存在そのものではなく、ある国家の制度が本来期待されている役割（例えば軍隊が「領民」の安全を守るといった機能）を実現しているか否かを問題にする形で峻別されている。詳細は、Milliken(2003)を参照。
- (5) クラズナーは、ウェストファリア的主権を 18 世紀に主権をめぐる国際法理論を体系的に整理した国際法学者であるヴァッテルに因んでヴァッテル的主権(Vattelien sovereignty)と後に呼び替えているが、ここではウェストファリア的主権という表現で議論を続ける。
- (6) この点について、幻影国家(phantom state)という表現、あるいは政府なき国家(state without government)というとらえ方がなされている(Kreijen 2004: 361)。
- (7) なお、歴史的なソマリ人の居住地域は、植民地によって以下の五つに分割された。イギリス領ソマリランド、イタリア領ソマリア、フランス領ソマリランド（現在のジブチ）、エチオピアのオガデン地方、イギリス保護領東アフリカ（現在のケニア）。
- (8) イギリス領ソマリランドでは、これ以外にハバー・トル・ジャーロ(Habar Tol Jaalo)氏族の支持を集めた民族統一戦線(National United Front: NUF)とディル(Dir)とダロット氏族の下で組織された統一ソマリア党(United Somali Party: USP)があった。
- (9) ハルゲイサでは 72 パーセント、バーベラでは 69 パーセント、ブラオでは 66 パーセント、エリガヴォでは 69 パーセントが反対票を投じた(Drysdale 1995: 133)。
- (10) このクーデタの首謀者は英国で訓練を受けた北部出身の軍将校 (Hassan Kayd)だった。
- (11) イサックは、家畜の輸出により多大の利益を上げているほか、多くの移民からの送金によってその経済活動が支えられている氏族としての特徴を有してきた。また、現在の「ソマリランド」の「独立」に関しては、イサック氏族を含むディアスポラの人々がソマリランド・フォーラムを形成し、その独立を国際社会に働きかける活動を展開している。詳細は、ソマリランド・フォーラムのHPである<http://www.somalilandforum.com/>を参照。
- (12) 国連への代表機能が失われていると指摘されている。
- (13) 「ソマリランド」は従来の行政単位であったアウダール(Awdal)、オコイ・ガルビード(Woqoyi Galbeed)、サナーグ(Sanaag)、ソール(Sool)、トゲアー(Togdheer)の 5 つの地域を含み、面積約 17 万 6000 平方キロ、人口約 135 万人であり、人口の 7 割をイサック氏族が、15 パーセントをディル氏族、15 パーセントをダロッド氏族が占める構成になった(Srebrnik 2004: 214)。ただし、ベルベラとシーク(Sheekh)を含む地域がサクシル(Saxil)という第 6 の地域を構成する。
- (14) すべての氏族の代表が参加し 304 人が「独立」に賛成票を投じ、16 名が棄権した。SNM は暫定行政を行うことが認められたほか、将来独立についての国民投票を実施することに SNMは同意している(Schoiswohl 2004: 117)。
- (15) Guurtiは遊牧民族であるソマリ社会に深く根付いた権威のあり方であり、基本的には「移動式の長老による会議」(peripatetic council)を指す概念である(Farah and Lewis 1997)。氏族をもとに構造化された社会のヒエラルキーの最高位に位置するのが「長老たち」(とその会議)であり、歴史的にもさまざまな紛争解決において、Guurtiは重要な役割を果たしてきた。また、武装した民兵の問題への対応上も重要な役割を持ってきた(Schoiswohl 2004: 118)。後に、Guurtiは長老院を指す概念ともなる(ICG, 2003: 26)。なお、Guurtiの活動を中心とした 1990 年代前半の時期の「ソマリランド」におけるミクロの平和構築の動きに関しては、Farah and Lewis(1997)を参照。
- (16) イーガルはこの時点で「独立」に基本的に反対する立場を表明し、ジブチ主催のソマリ

---

アの和平会議に出席していたほか、1991年から1993年の間、アラブ首長国連邦に出国しており、イーガルの「独立」への姿勢についての疑念も示されることがあった(ICG 2003: 10)。

- (17) 当初はイサックのサブ氏族であるイダガール(Iidagale)とハバー・ヨニス(Habar Yonis)の民兵との「政府」の間での戦闘が勃発したほか、ハルゲイサがイダガールの民兵によって制圧されるなどの問題があった(Schoiswohl 2004: 120-1)。
- (18) この地域は隣接するブントランドと居住民の構成が類似し、ブントランドのソマリア復興への関与と「独立」指向の「ソマリランド」との温度差が、この動きの背景とみられる。
- (19) 2003年4月に行われた大統領選挙の際には、902の投票所のうちその87パーセントに当たる785の投票所で実際の投票が行われたが、投票が行われなかった多くの投票所がこの地域に集中していた。この問題にかかわる展開についての詳細は、ICG(2003: 28-30)を参照。
- (20) ここでの「政治組織」(political organizations)は、政党を意味するものではない。
- (21) この委員会が実際に選挙を実施する過程における中立性についてもさまざまな問題が生じていたことが報告されている(ICG 2003; Bradbury 2003)。
- (22) この選挙過程に関する詳細は、ICG (2003)、Bradbury(2003)を参照。
- (23) 当初、イーガルはこの交渉過程への賛意を示したものの、すぐに翻意している。なおこの交渉過程についてはCornwell(2004)を参照。
- (24) なお、IGADは1986年に創設された北東アフリカの準地域機構(Intergovernmental Authority for Drought and Development: IGADD)を1996年に改組した機構である。
- (25) ただし、ユスフ自身は暫定政府には復興にかかわる諸問題に対処する手段が欠如していることを認めており、実効的な政府が確立しているとは言えない(Cornwell, 2005: 59)。
- (26) 「宣言的効果理論」では、「国家性の要件の具備」についての確認が承認の課題ではないと考えてきた。「新国家は、国家としての資格要件を確立して事実上成立した時点から、他国による承認の有無にかかわらず、国際法上も法主体として存在するのであり、承認はこの事実を確認し、承認を与える国との間で相互に一切の国際法上の権利義務関係に発生を確定させる行為」ととらえる。他方、「創設的効果理論」では「国家性の要件の具備」が承認メカニズムによって確認されるべきであることが主張されている。「新国家は、実効支配を確立しただけでは社会集団としての事実上の存在に過ぎず、既存の国家による承認を得てはじめて、国際法主体としての資格が与えられる」のである(芹田1995; 王1999)。
- (27) 「国家内国家」(state-within-state)という見方もある(Luling 1997; Spears 2003)。
- (28) 同様のことが「国家なき国家」(state without state)とも表現されている(Spears 2003: 95)。なお、対照的な議論として注6を参照。
- (29) 旧ユーゴスラビアの場合には、(特にECを中心とした)国際社会が積極的な新たな承認政策を展開したことにより、分離独立に対する新たな国家形成に一定の法的回答がなされることになった。その詳細については、例えば王(1999)第5章を参照。
- (30) こうした政治動機に関する別の議論として、「ソマリランド」への国家承認を与えることによって、ガバナンスや実績こそが重要であり、独立時に認められた主権が長期的に損なわれないわけではない、言いかえればその停止もありうるとするシグナルを送る意味があるのではないかとするものもある(Herbst 2004a; Herbst 2004b)。
- (31) エリトリアとの比較については、Adam(1994)を参照。また、エリトリアの分離独立への評価の一例として、王(1999: 136-8)を参照。
- (32) ソマリアを事例としたこの問題の検討としては、Menkhaus(2004)を参照。

## 参考文献

### 日本語文献

---

王志安 (1999) 『国際法における承認 - その法的機能および効果の再検討 - 』 東信堂。  
芹田健太郎 (1996) 『普遍的国際社会の成立と国際法』 有斐閣。

外国語文献

- Adam, Hussein M. (1994) "Formation and Recognition of New States: Somaliland in Contrast to Eritrea", *Review of African Political Economy*, No.59, pp.21-38.
- Ahmed, Ismail I. and R. H. Green (1999) "The Heritage of War and State Collapse in Somalia and Somaliland: Local-Level Effects, External Interventions and Reconstruction", *Third World Quarterly*, Vol.20, No.1, pp.113-127.
- Bahcheli, Tozun, et al., eds. (2004) *De Facto States: The Quest for Sovereignty*, London: Routledge.
- Bradbury, Mark, et al. (2003) "Somaliland: Choosing Politics over Violence", *Review of African Political Economy*, No.97, pp.455-478.
- Brons, Mari H. (2001) *Society, Security, Sovereignty and the State in Somalia: From Statelessness to Statelessness?*, Utrecht: International Book.
- Clarke, Alter S. and Robert Gosende (2003) "Somalia: Can a Collapsed State Reconstitute Itself?" Rotberg,R.I ed. *State Failure and State Weakness*, pp.129-158.
- Cornwell, Richard (2004) *Somalia: Fourteenth time Lucky?*, ISS Paper 87, Johannesburg: Institute for Security Studies.
- Cornwell, Richard (2005) "Somalia: Plus ça change? ", *African Security Review*, Vol.13, No.4, pp.57-60.
- Doornbos, Martin (2002) "Somalia: Alternative Scenarios for Political Reconstruction," *African Affairs*, No.101, pp.93-107.
- Drysdale, John (1994) *Whatever Happened to Somalia?* London: Haan Publishing.
- Economists Intelligence Unit (2004a) *Somalia: Country Profile*, London: Economists Intelligence Unit.
- Economists Intelligence Unit (2004b) *Somalia: Country Report August 2004*, London: Economists Intelligence Unit.
- Farah, Ahmed Y. and Ioan M. Lewis (1997) "Making Peace in Somaliland", *Cahiers d'Etudes africaines*, Vol.146, No.37-2, pp.379-377.
- ICG (2003) *Somaliland: Democratization and its Discontents*, Brussels: ICG.
- Herbst, Jeffrey (2004a) "In Africa, What Does It Take to Be a Country? ", *Washington Post*, 2 January.
- Herbst, Jeffrey (2004b) "Let Them Fail: State Failure in Theory and Practice: Implications for Policy", Rotberg, R. I., ed. *When States Fail*, pp.302-318.
- Jackson, R. H.(1990) *Quasi-states: Sovereignty, International Relations and the Third World*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Krasner, S.D.(1999) *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton: Princeton University Press.
- Kreijen, Gerard (2004) *State Failure, Sovereignty and Effectiveness*, Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- Lewis, I.M. (1961) *A Pastoral Democracy: A Study of Pastoralism and Politics among the Northern Somali of the Horn of Africa*, Oxford: Oxford University Press.
- Luling, Virginia (1997) "Come back Somalia? Questioning a Collapsed State", *Third World Quarterly*, Vol.10, No.2, pp.287-302.
- Menkhaus, Ken (2004) *Somalia: State Collapse and the Threat of Terrorism*, Adelphi Paper 364, London: International Institute for Strategic Studies.
- Milliken, Jennifer, ed. (2003) *State Failure, Collapse and Reconstruction*, Oxford: Blackwell Publishing.

- 
- Roitman, Janet, (2001) "New Sovereigns? Regulatory Authority in the Chad Basin", Callaghy, T.M., et al., eds. *Intervention and Transnationalism in Africa: Global-Local Networks of Power*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rotberg, R. I., ed. (2003) *State Failure and State Weakness in a Time of Terror*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Rotberg, R. I., ed. (2004) *When States Fail?: Causes and Consequences*, Princeton: Princeton University Press.
- Schoiswohl, Michael (2004) *Status and (Human Rights) Obligations of Non-Recognized De Facto Regimes in International Law: The Case of 'Somaliland.'* Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- Spears, Ian S. (2003) "Reflection on Somaliland and Africa's Territorial Order", *Review of African Political Economy*, No.95, pp.89-98.
- Srebrnik, Henry (2004) "Can Clans Form Nations? Somaliland in the Making", Bahcheli, T. et al. eds., pp.210-31.
- Zartman, I. William, ed. (1995) *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*, Boulder: Lynne Rienner.